

最低賃金制度のあり方に関する研究会報告書のポイント

見直しの必要性

最低賃金制度に求められる役割

- すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網としての「一般的最低賃金」が第一義的な役割
- 公正な賃金の決定の役割を担わせるとしてもあくまで第二義的、副次的

現行制度の問題点

- 産業別最低賃金
対象者や水準からみて、役割が地域別最低賃金と重複
- 労働協約の拡張適用による最低賃金
実効が上がっておらず、労働協約ケースと役割的に重複
- 地域別最低賃金
一般的賃金水準等と比較した最低賃金の比率が、地域的にみて不均衡
生活保護の水準との関係の問題

最低賃金を取り巻く環境変化に伴う問題点

- 産業構造の変化
(サービス経済化、産業のボーダレス化)
- 就業構造の変化、賃金格差の拡大、賃金制度の変化
〔派遣・請負労働者の増加、賃金分布の分散の拡大、仕事給の導入、職務に応じた処遇〕
- 労働組合の組織率の低下

今後の最低賃金のあり方

体系のあり方

- 地域別最低賃金は、各地域ごとに設定を義務付け
- 産業別最低賃金は、廃止を含め抜本的な見直しが必要
 - ア 廃止すべきとの意見
 - イ 公正競争ケースは廃止し、労働協約ケースを見直し、大くりの産業について職種に応じて設定すべきとの意見(罰則は不要)
- 労働協約の拡張適用による最低賃金は廃止

安全網としてのあり方

- 決定基準について
 - ・「類似の労働者の賃金」は一般労働者の賃金水準も重視
 - ・「支払能力」については、生産性の水準や雇用の確保等といった趣旨であることを明確化
- 水準について
 - ・地域別最低賃金の水準と地域の一般的賃金水準等との関係の地域的不均衡の見直し
 - ・単身者について、少なくとも実質的にみて生活保護の水準を下回らないようにすることが必要
 - ・水準の見直しを行いつつ、一定の年齢区分の者等を対象に減額措置の採用が考えられるとの意見
- 罰則(2万円)の引上げ

その他

- 地域別最低賃金は労働市場の実情等を反映した単位での設定の検討が必要との意見
- 派遣労働者には派遣先の地域別(産業別)最低賃金を適用
- 表示単位期間は法律上も時間額表示に一本化

最低賃金制度のあり方に関する研究会報告書（概要）

I 総論

1 最低賃金制度の意義・役割

最低賃金制度に求められる第一義的な役割は、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティーネット）としての「一般的最低賃金」としての役割。

最低賃金制度に公正な賃金の決定の役割を担わせるとしても、あくまで第二義的、副次的なもの。

2 意義・役割に照らした現行の最低賃金制度の問題点

(1) 産業別最低賃金

実態としては、基幹的な業務に従事しているとはいえないような低賃金層の者までをも対象とするとともに、その水準は地域別最低賃金を14%程度上回っているにとどまり、比較的賃金水準の高い労働者の賃金の不当な切下げによる競争の防止という本来の機能は果たしておらず、その役割も地域別最低賃金と重複。

(2) 労働協約の拡張適用による最低賃金

我が国の労使関係の実情からみて実効が上がっておらず、また、労働協約ケースと役割的には重複。

(3) 地域別最低賃金

一般的賃金水準と比較した最低賃金の比率や低賃金労働者の賃金水準と比較した最低賃金の比率については、地域的にみて不均衡がみられ、一般的最低賃金として適切に機能しているかという観点から問題。

最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生計費の保障という観点から問題。また、就労に対するインセンティブが働かずモラル・ハザードの観点からも問題。

3 最低賃金制度を取り巻く環境変化に伴う問題点

(1) 産業構造の変化

産業のボーダレス化の進展の中で、小さくくりの産業について地域別に設定することになっている現在の産業別最低賃金では、公正競争の確保、公正な賃金の決定という面において、その存在意義が低下。

(2) 就業構造の変化、賃金格差の拡大、賃金制度の変化

派遣、請負といった就業形態が増加する中で、就業形態が異なるというだけで適用される最低賃金が区々となるという事態が生じ、従事する職務に応じた公正な賃金の決定すら困難。地域別最低賃金についても、派遣先の事業場がある地域の最低賃金が適用されないという問題が一層顕在化。こうした観点からも、最低賃金制度についての見直しは不可避。

時間当たり賃金ごとの雇用者の分布や年収階級別の雇用者の分布をみると、分散が拡大しており、最低賃金制度は、低賃金の労働者層の安全網として、その真価を発揮すべき重要な時期。